

医療提供体制の改革のビジョン案

—「医療提供体制の改革に関する検討チーム」まとめ—

【趣旨】

- 国民的な合意を得て改革を推進するため、21世紀における医療提供体制の改革の将来像のイメージと当面進めるべき施策を提示。
- 国民各層における更に幅広い議論が行われることを期待し、今後も適宜見直す。

【基本的考え方】

- 患者と医療人との信頼関係の下に、患者が健康に対する自覚を高め、医療への参加意識をもつとともに、予防から治療までのニーズに応じた医療サービスが提供される患者主体の医療を確立する。

【骨子】

① 患者の視点の尊重

I 医療に関する情報提供の推進

- 医療機関情報の提供の促進、診療情報の提供の促進
- 根拠に基づく医療（EBM）の推進

II 安全で、安心できる医療の再構築

- 医療安全対策の総合的推進
(医療事故の発生予防・再発防止システムの構築、医療安全支援センターの設置)

② 質が高く効率的な医療の提供

III 質の高い効率的な医療提供体制の構築

- 医療機関の機能分化・重点化・効率化
(一般病床と療養病床の区分の推進、機能分化の推進、病診連携・地域医療連携等の推進)
- 地域における必要な医療提供の確保等
(救急医療体制等の整備、小児医療等の充実、へき地医療の確保、がん対策の推進、精神医療の充実、公的病院等の在り方、終末期医療の在り方、医療経営の近代化・効率化)

IV 医療を担う人材の確保と資質の向上

- 医師等の臨床研修の必修化に向けた対応、医療を担う人材の確保と資質の向上、時代の要請に応じた看護の在り方の見直しと資質の向上

③ 医療の基盤整備

V 生命の世紀の医療を支える基盤の整備

- 医療分野における情報化の推進、メディカル・フロンティア戦略の着実な推進、ナショナルセンターの整備、新しい医療技術の開発促進、医薬品・医療機器産業の国際競争力の強化

医療提供体制の改革のビジョン案

—「医療提供体制の改革に関する検討チーム」まとめ—

平成15年4月30日
厚生労働省

医療提供体制の改革のビジョン案

—「医療提供体制の改革に関する検討チーム」まとめ—

(頁)

医療提供体制の改革のビジョン案について ······ 1

① 患者の視点の尊重 ······ 2

I 医療に関する情報提供の推進 ······ 2

- (1) 医療機関情報の提供の促進
- (2) 診療情報の提供の促進
- (3) 根拠に基づく医療（EBM）の推進

II 安全で、安心できる医療の再構築 ······ 3

② 質が高く効率的な医療の提供 ······ 3

III 質の高い効率的な医療提供体制の構築 ······ 3

- (1) 医療機関の機能分化・重点化・効率化
- (2) 地域における必要な医療提供の確保
- (3) 医業経営の近代化・効率化

IV 医療を担う人材の確保と資質の向上 ······ 8

- (1) 医師等の臨床研修の必修化に向けた対応
- (2) 医療を担う人材の確保と資質の向上
- (3) 時代の要請に応じた看護の在り方の見直しと資質の向上

③ 医療の基盤整備 ······ 10

V 生命の世纪の医療を支える基盤の整備 ······ 11

- (1) 医療分野における情報化の推進
- (2) メディカル・フロンティア戦略の着実な推進
- (3) ナショナルセンターの整備
- (4) 新しい医療技術の開発促進（テーラーメイド医療、ゲノム創薬、バイオテクノロジー）
- (5) 医薬品・医療機器産業の国際競争力の強化

医療提供体制の改革のビジョン案について

我が国の医療提供体制は、国民皆保険制度の下で、国民が必要な医療を受けることができるよう整備が進められ、国民の健康を確保するための重要な基盤となっている。一方、少子高齢化の進展、医療技術の進歩、国民の意識の変化等を背景として、より質の高い効率的な医療サービスを提供するための改革を推進することが課題となっている。

こうした改革を進めるに当たっては、医療提供体制の将来像について国民的な合意を得ていくことが重要である。このため、厚生労働省としては、平成14年3月8日に、厚生労働大臣を本部長とする「医療制度改革推進本部」の下に「医療提供体制の改革に関する検討チーム」（主査：医政局長）を設置して検討を行い、同年8月29日に「医療提供体制の改革の基本的方向」（中間まとめ）を公表したところである。

その後も、様々な検討会等において、それぞれの課題について検討を進めるとともに、有識者や関係団体からのヒアリングの実施も含めて国民各層の幅広い御意見をいただきながら、更に検討を進めてきたところであるが、今般、21世紀における医療提供体制の改革のビジョン案を取りまとめ、公表することとした。

今後の医療提供体制の改革は、患者と医療人との信頼関係の下に、患者が健康に対する自覚を高め、医療への参加意識をもつとともに、予防から治療までのニーズに応じた医療サービスが提供される患者本位の医療を確立することを基本として進めるべきである。具体的には、

- ・ 患者の選択のための情報提供の推進
- ・ 質の高い医療を効率的に提供するための医療機関の機能分化・連携の推進と地域医療の確保
- ・ 医療を担う人材の確保と資質の向上
- ・ 生命の世紀の医療を支える基盤の整備

などの分野で改革を進めることが必要であり、以下に、それぞれの分野ごとに将来像のイメージを示し、それに統いて、その実現に向けて当面進めるべき施策を掲げた。

こうした改革は、法令改正による措置のみならず、公的補助、公的融資、税制による支援、診療報酬等による経済的評価、関係団体との共同した取組などを組み合わせて総合的に推進していくことが必要である。

このビジョン案をもとに、国民各層において更に幅広い議論が行われることを期待するとともに、国民全体で合意できる医療提供体制の将来像の形成を目指して、今後も適宜見直しを行っていくこととした。